

弁護士 山下江の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第 25 回

独占禁止法について (5)

独禁法に違反するかどうか

このテーマの最後に、独禁法に違反するかどうかについて説明します。

違反事件の処理手続き

行政上は、行政調査権限による調査があります。

公正取引委員会(公取)の審査官は、事業者の事務所などに立ち入り、帳簿等を検査し、それを提出させ、関係者に出頭を命じて事情を聴取することができます。

審査の結果、違反行為が認められると、あらかじめ、証拠を提出する機会が付与された上で、排除措置命令が出されます。事業者は不服の時は、60日以内に審判を請求できます。

刑事上は、犯則調査権限による調査があります。

刑事罰にかかる犯則事件を調査するため、公取の職員は、裁判官の発する令状に基づき、臨検(その場に臨んで帳簿等を検査する)、捜索又は差押えができます。そして、悪質・重大な事案については、刑事告発が行われることとなります。

課徴金制度

価格に影響のあるカルテル(入札談合を含む)を行った事業者に対して、金銭的不利益を課す制度です。カルテル期間中の対象商品の売上高の1%から10%の課徴金が課せられます。カルテルを根絶するための方策として、事業者が公取の調査前に自ら報告及び資料の提出を行った場合には、課徴金が減免されるという制度もあります。

1番目の事業者は全額免除、2番目の事業者は50%、3番目の事業者は30%減額されます。調査開始後でも、減免を受ける事業者が3社に達しない場合は、その総数が3社に達するま

で30%減額が行われます。

刑事罰

カルテル(不当な取引制限、事業者団体の競争制限)及び私的独占の罪については、違反行為を行った者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、法人は5億円以下の罰金です。

なお、不公正な取引方法(再販売価格維持行為や優越的地位の濫用など)に係る行為については、刑罰の規定はありません。

差止請求

独禁法違反行為によって著しい損害を受け、又は受けるおそれがある事業者や消費者は、地方裁判所に提訴することにより、行為者に対して、違反行為の差し止めを請求することができます。さらに、事業者等(債権者)に生じる著しい損害又は急迫の危険を避けるために、事業者等は、同差し止め請求を本案として、仮処分命令を申し立てることができます。本案の終

結までには時間がかかりますので、仮の命令をもって違反行為の差し止めをしようとするものです。この場合には、債権者は、債務者に生じるかも知れない損害を回復するための担保(保証金)を供託する必要があります。

損害賠償責任

独禁法違反行為によって損害を被った事業者や消費者(被害者)は、行為者に対して、損害賠償請求ができます。次の2つ。ひとつは、民法709条の不法行為に基づく損害賠償請求。

さらに、独禁法25条に基づいて損害賠償請求もできます。事業者(加害者)は、故意過失がなかったことをもって責任を逃れることはできません。違反行為に対して公取の審判が確定した後に、東京高等裁判所に提訴する必要があります。

さらに、地方自治法に基づき、官公庁の入札への指名停止処分等が行われることもあります。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09
予約受付:平日9時~20時、土曜10時~17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455 アーバンビュグランドタワー隣

中四国最大! 弁護士20名、相続アドバイザー3名
所属弁護士 所長・山下江/副所長・田中伸・柴橋修・稲垣洋之
山口卓/笠原輔/加藤泰/片島由賀/西丸洋平/齋村美由紀
山本淳哲/上土井幸始/城昌志/高尾健太郎/山本靖子
松浦亮介/粟井良祐/榎本紀子/新名内沙織/久井春樹

契約書 債権回収 労務問題
知的財産 倒産・再生 顧問契約
機動力と総合力で企業トラブルを解決します

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!